

タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録申請書）            第三条（略）            2 第五条第三項の規定により前項の申請書に添付すべき書面は、次の各号に掲げる証すべき事項につき、当該各号に掲げる書面とする。            一～三（略）            四 第七条第一項第四号に該当する者でないこと 第二号様式の運転経歴書又は第三十九条第四項の合格証の写し            五（略）            3（略）</p> <p>（登録実施機関の登録の申請）            第十六条 第十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。            一・二（略）            三 登録事務等を行おうとする事務所の名称及び所在地            四・五（略）            2・3（略）</p> <p>（適正化事業諮問委員会の委員の任命）            第二十六条 適正化事業実施機関は、第三十九条第三項の規定により適正化事業諮問委員会の委員の任命の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。この場合において、任命しようとする者</p>	<p>（登録申請書）            第三条（略）            2 第五条第三項の規定により前項の申請書に添付すべき書面は、次の各号に掲げる証すべき事項につき、当該各号に掲げる書面とする。            一～三（略）            四 第七条第一項第四号に該当する者でないこと 第二号様式の運転経歴書又は第三十九条第四項の地理試験合格証の写し            五（略）            3（略）</p> <p>（登録実施機関の登録の申請）            第十六条 第十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。            一・二（略）            三 登録事務等を行おうとする事務所の所在地            四・五（略）            2・3（略）</p> <p>（適正化事業諮問委員会の委員の任命）            第二十六条 適正化事業実施機関は、第三十九条第三項の規定により登録諮問委員会の委員の任命の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。この場合において、任命しようとする者が、タ</p>

が、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者又はタクシーの運転者が組織する団体が推薦する者であるときは、それぞれ当該団体が推薦する者であることを証する書面を添付しなければならない。

(輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験)

第三十九条 法第四十八条第一項の輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験(以下単に「試験」という。)は、次に掲げる科目ごとに、告示で定める事項に関する知識について筆記試験の方法により行うものとする。

- 一 タクシー事業に係る法令、安全及び接遇
- 二 当該指定地域に係る地理

2 試験を受けようとする者は、第十六号様式による受験申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 (略)

4 地方運輸局長は、試験に合格した者に対し、第十七号様式による合格証を交付する。

5 地方運輸局長は、第一項各号に掲げる科目のいずれか一科目について合格点を得た者に対し、当該合格点を得た科目を通知する。

6 前項の通知は、第十七号の二様式による科目合格通知書により行うものとする。

7・8 (略)

(試験科目の一部免除)

第三十九条の二 一の指定地域で行われた試験において前条第一項第一号及び第二号に掲げる科目について試験を受け、そのいずれか一科目について合格点を得た者が、当該試験に係る同条第五項の通知があつた日から起算して二年以内に、当該指定地域で行われる試験を受ける

タクシー事業者が組織する団体が推薦する者又はタクシーの運転者が組織する団体が推薦する者であるときは、それぞれ当該団体が推薦する者であることを証する書面を添付しなければならない。

(地理の試験)

第三十九条 法第四十八条第一項の地理の試験(以下「試験」という。)は、次の事項に関する知識について筆記試験の方法により行うものとする。

- 一 当該特定指定地域内の道路及び地名
- 二 当該特定指定地域内の著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅の所在
- 三 その他当該特定指定地域に係るタクシー事業の業務に必要な地理に関する事項

2 試験を受けようとする者は、第十六号様式による地理試験受験申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 (略)

4 試験に合格した者には、第十七号様式による地理試験合格証を交付する。

(新設)

(新設)

5・6 (略)

(公示)

第三十九条の二 試験事務を行う適正化事業実施機関の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名	称	主たる事務所	の所在地
---	---	--------	------

場合には、申請により、当該合格点を得た科目に係る試験を免除する。

2 一の指定地域で行われた試験に合格した者が、当該試験に合格した日から起算して二年以内に、当該指定地域以外の指定地域で行われる試験を受ける場合には、申請により、前条第一項第一号に掲げる科目に係る試験を免除する。

(登録実施機関又は適正化事業実施機関の公示等)

第三十九条の三 国土交通大臣は、法第四十九条第一項の規定により登録実施機関又は適正化事業実施機関に試験事務を行わせるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

2 登録実施機関又は適正化事業実施機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(準用規定)

第四十条 第十八条(第一項第五号を除く。)、第二十二條の二第一項及び第二項(第四号に係る部分に限る。)、第二十三條並びに第二十六條の二の規定は、登録実施機関が試験事務を行う場合について準用する。この場合において、第二十二條の二第一項第二号中「特定指定地域」とあるのは「指定地域」と、第二十三條第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは「及び収支予算」と、同條第二項中「収支予算又は資金計画」とあるのは「又は収支予算」と読み替えるものとする。

2 第十八条(第一項第五号を除く。)、第二十二條の二第一項及び第二項(第四号に係る部分に限る。)、第二十三條並びに第二十六條の二の規定は、適正化実施機関が試験事務を行う場合について準用する。

公益財団法人東京タクシーセンター	東京都江東区南砂七丁目三番二号
一般財団法人神奈川タクシーセンター	横浜市中区日ノ出町二丁目百三十番地
公益財団法人大阪タクシーセンター	大阪市鶴見区鶴見四丁目五番九号

(新設)

(準用規定)

(新設)

第四十条 第十八条(第一項第五号を除く。)、第二十二條の二第一項及び第二項(第四号に係る部分に限る。)、第二十三條並びに第二十六條の二の規定は、適正化実施機関が試験事務を行う場合について準用する。

。この場合において、第二十三条第一項中「、収支予算及び資金計画」とあるのは「及び収支予算」と、同条第二項中「、収支予算又は資金計画」とあるのは「又は収支予算」と読み替えるものとする。

(登録実施機関又は適正化事業実施機関が試験事務を行う場合における規定の適用)

第四十一条 登録実施機関又は適正化事業実施機関が試験事務を行う場合における第三十九条第二項、第三項、第四項、第五項及び第八項の規定の適用については、これらの規定中「地方運輸局長」とあるのは、「登録実施機関」又は「適正化事業実施機関」とする。

(試験手数料)

第四十二条 試験を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、同表の中欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額の手数料を地方運輸局長（登録実施機関又は適正化事業実施機関が試験事務を行う場合には、当該登録実施機関又は適正化事業実施機関）に納付しなければならない。

科目	地域	金額
タクシー事業に係る法令、安全及び接遇	指定地域	三千四百円
当該指定地域に係る地理	指定地域（特定指定地域を除く。）	二千六百円
	特定指定地域	三千四百円

。この場合において、第二十三条中「、収支予算及び資金計画」とあるのは「及び収支予算」と読み替えるものとする。

(適正化事業実施機関が試験事務を行なう場合における規定の適用)

第四十一条 適正化事業実施機関が試験事務を行なう場合における第三十九条第二項、第三項及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「地方運輸局長」とあるのは、「適正化事業実施機関」とする。

(試験手数料)

第四十二条 試験を受けようとする者は、一件につき二千八百円の手数料を地方運輸局長（適正化事業実施機関が試験事務を行なう場合には、適正化事業実施機関）に納付しなければならない。

(登録実施機関又は適正化事業実施機関の事業計画等の提出時期の特例)

第四十四条 法第三十四条第一項の指定のあつた日の属する事業年度における法第三十六条第一項又は第二十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「毎事業年度開始前に」又は「毎事業年度開始の日の十五日前までに」とあるのは「指定を受けた後遅滞なく」とし、法第四十九条第一項の処分であつた日の属する事業年度における法第四十九条第六項若しくは第七項において読み替えて準用する法第三十六条第一項又は第四十条において読み替えて準用する第二十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「毎事業年度開始前に」又は「毎事業年度開始の日の十五日前までに」とあるのは「試験事務を行うこととなつた後遅滞なく」とする。

第十六号様式〔第39条〕

受験申請書
(略)
タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく 地域に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の受験を申請します。

(監)

第十七号様式〔第39条〕

合格証
-----

(適正化事業実施機関の事業計画等の提出時期の特例)

第四十四条 法第三十四条第一項の指定のあつた日の属する事業年度における法第三十六条第一項又は第二十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「毎事業年度開始前に」又は「毎事業年度開始の日の十五日前までに」とあるのは「指定を受けた後遅滞なく」とし、法第四十九条第一項の処分であつた日の属する事業年度における法第四十九条第五項において読み替えて準用する法第三十六条第一項又は第四十条において読み替えて準用する第二十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「毎事業年度開始前に」又は「毎事業年度開始の日の十五日前までに」とあるのは「試験事務を行なうこととなつた後遅滞なく」とする。

第十六号様式〔第39条〕

地理試験受験申請書
(略)
タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく 地域に係る地理の試験の受験を申請します。

(略)

第十七号様式〔第39条〕

地理試験合格証
---------

(略)

上記の者は、 年 月 日に実施したタクシー業務適正化特別措置法の規定に基づき 地域に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験に合格したことを証する。

(略)

地方運輸局長名、登録実施機関名又は適正化事業実施機関名

印

(略)

### 第十七号の二様式〔第39条〕

科目合格通知書

氏 名

生年月日

上記の者は、 年 月 日に実施したタクシー業務適正化特別措置法の規定に基づき 地域に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験科目のうち  
( 1 法令、安全及び接遇 2 地理 ) について合格点を得たことを通知する。

年 月 日

地方運輸局長名、登録実施機関名又は適正化事業実施機関名

印

注 (1) 試験科目の番号が付されている事項は、該当する番号を で囲むこと。

(2) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(略)

上記の者は、 年 月 日に実施したタクシー業務適正化特別措置法の規定に基づき 地域に係る地理の試験に試験に合格したことを証する。

(略)

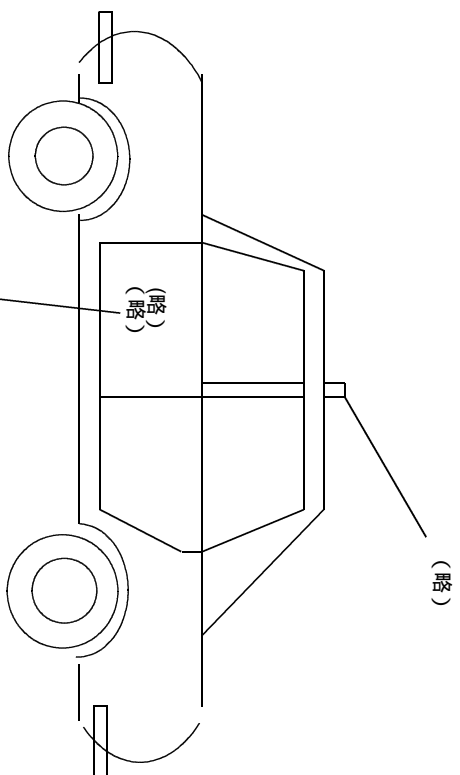
地方運輸局長名又は適正化事業実施機関名

印

(略)

### (新設)

別 表〔第29条〕

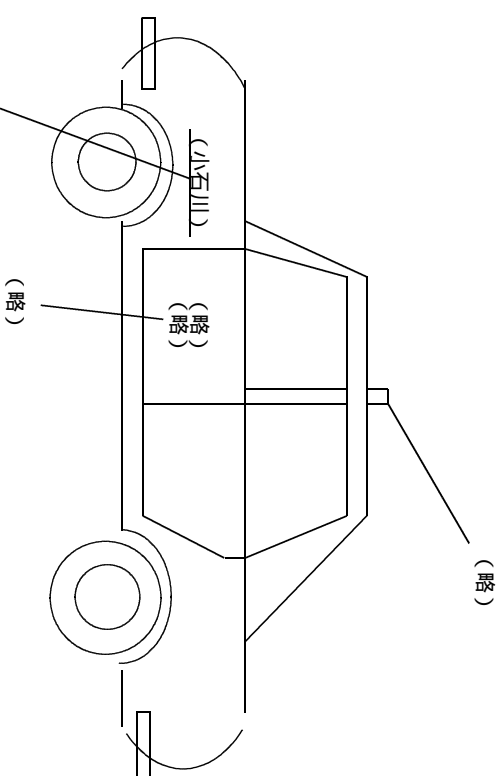


(略)

注 (1)「タクシー」、「TAXI」又は「個人」の表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。

(2) (略)

別 表〔第29条〕



所属営業所の所在地の地名の略称として地方運輸局長が指示するもの

注 (1)「タクシー」、「TAXI」又は「個人」又は所属営業所の所在地の地名の略称として地方運輸局長が指示するものの表示は、ペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。

(2) (略)

附 則  
(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。  
(合格者に関する経過措置)

2 一の特定指定地域で行われたこの省令による改正前のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第三十九条第一項に規定する地理の試験に合格した者は、当該特定指定地域で行われる試験においてこの省令による改正後のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第三十九条第一項第二号に掲げる科目について合格点を得た者とみなし、その申請により、同号に掲げる科目に係る試験を免除する。